

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省R1-10)

施策名	目標3-4 土壤環境の保全							
施策の概要	<p>○市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止のために、土壤汚染対策法に基づき、環境リスクの適切な管理を確保する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○土壤汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壤汚染対策での対応について検討する。</p>							
達成すべき目標	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。							
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度			
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	291	314	315	298		
		補正予算(b)	0	0	0	0		
		繰越し等(c)	0	0	0			
		合計(a+b+c)	291	314	315			
執行額(百万円)	266	286	283					
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)							
測定指標	土対法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率(%) (成果実績=措置実施区域数/要措置区域数)	基準	実績値				目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度
		-	91.5	89.3	86.1	85.6	-	100
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/	
	ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	基準	実績値				目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度
-		100	100	100	100	100	100	○
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/		
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○施行状況調査の結果、土壤汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率は85.6%(平成30年度末)であり、概ね高い達成率で横ばいとなっている。</p> <p>なお、措置の実施率の算出に用いる措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。</p> <p>○ダイオキシン類土壤汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が完了しており、達成率は100%を維持している。</p>						
	施策の分析	/						
	次期目標等への反映の方向性	/						
学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会土壤農薬部会において、土壤環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の基準の見直し等に関する事項を中心に議論がなされ、令和2年1月27日に中央環境審議会より「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について(第4次答申)」が答申された。							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) 各年度 土壤汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) 各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)							
担当部局名	土壤環境課	作成責任者名 (※記入は任意)	新田 晃 (土壤環境課長)	政策評価実施時期	令和2年9月			